

埼玉県との県域を越えた周産期搬送体制の構築について(案)

現状

- 現在、埼玉県に対しては県からの要請を受け、平成 26 年 4 月 1 日までを期限として、都内周産期センター等の空床情報を提供する「緊急対応」を実施している。

【緊急対応の内容】

 - ・埼玉県コーディネーターが埼玉県内で搬送先が見つけれない場合に、東京都コーディネーターが都内周産期母子医療センター等の空床情報を提供
 - ・埼玉県コーディネーターは提供された空床情報をもとに、都内医療機関に受入れを要請
 - ※東京都の患者を埼玉県が受け入れる仕組みにはなっていない。
- 埼玉県から、県内の周産期医療施設等の整備状況を踏まえ、相互の患者の受入れを想定した、周産期搬送体制の構築について打診があった。

埼玉県内のNICUの整備状況及び東京都への周産期搬送の状況

【NICU整備の状況】

- 平成 25 年 4 月に 95 床(出生 1 万人当たり 16.7 床)だったNICUが、平成 26 年 1 月末には 118 床(出生 1 万人当たり 20.7 床)まで整備

	24 年 5 月	24 年 10 月	25 年 4 月	26 年 1 月
NICU (床)	104	92	95	118
周産期医療センター (か所)	10	8	8	8

※周産期 C 数は NICU 休止中を除く

【埼玉県コーディネーター実績】

- 母体搬送の調整実績について、25 年度は 24 年度比で月当たり 7.4 件増加
※()内は月当たりの件数

	24 年度(12 か月)	25 年度(7 か月)	24 年度比増減
母体搬送	294(24.5)	223(31.9)	- (+7.4)

※埼玉県内のNICUの稼働率 93%(23 年度)⇒ 95%(24 年度)

【都周産期母子医療センターへの母体・新生児搬送の状況】

- 母体・新生児搬送の受入件数について、母体・新生児ともに、25 年度は 24 年度と比較して増加している一方、埼玉県からの受入件数は減少
※()内は月当たりの件数

	24 年度 (12 か月)	25 年度 (9 か月)	24 年度比 増減
母体搬送受入	1,999(166.6)	1,602(178.0)	-(+11.4)
うち埼玉県から	136(11.3)	69(7.7)	- (▲3.6)
うち緊急対応	24(4.5)	40(5.0)	- (+0.5)
新生児搬送受入	1,576(131.3)	1,344(149.3)	-(+18.0)
うち埼玉県から	59(4.9)	34(3.7)	- (▲1.2)
うち緊急対応	0(0.0)	0(0.0)	- (±0.0)

※24 年度の緊急対応は H24. 10. 22~H25. 3. 31 まで。25 年度の緊急対応は H25. 5. 1~H25. 12. 31 まで

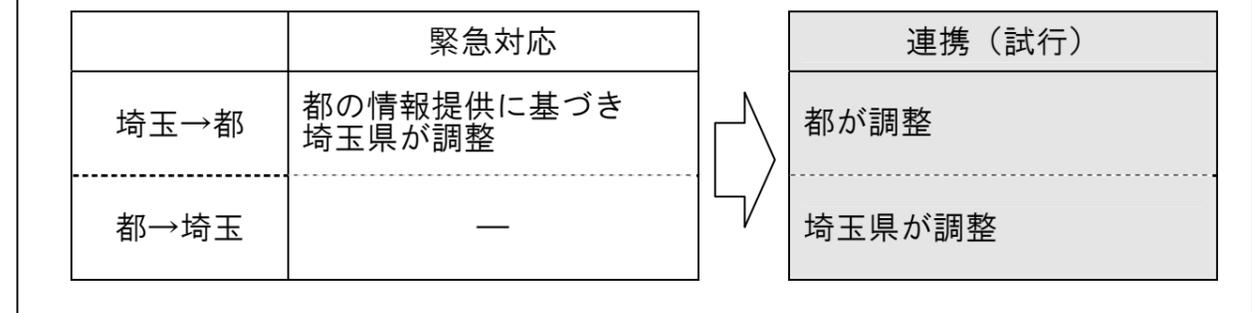
【埼玉県への戻り搬送実績(平成 25 年 2 月 18 日~平成 25 年 11 月 30 日)】

- 依頼 18 件(母体 8、新生児 10)に対し、搬送実施 15 件(母体 7、新生児 8)

埼玉県との県域を越えた連携の試行の開始

- 埼玉県の周産期医療体制が一定程度回復したことから、緊急対応を終了する。
- 緊急対応の終了後は、周産期搬送体制の強化を目的として、引き続き埼玉県と県域を越えた周産期搬送の試行を開始する。
(東京都周産期医療体制整備計画においては、周産期搬送体制の強化を目的として、神奈川県、埼玉県等と県域を越えた搬送体制を検討することとしている。)
- 試行に当たっては、両都県の周産期医療協議会等の意見を踏まえて実施するが、試行開始までの間は、緊急対応を継続する。

【「緊急対応」と「連携の試行」の主な相違点】

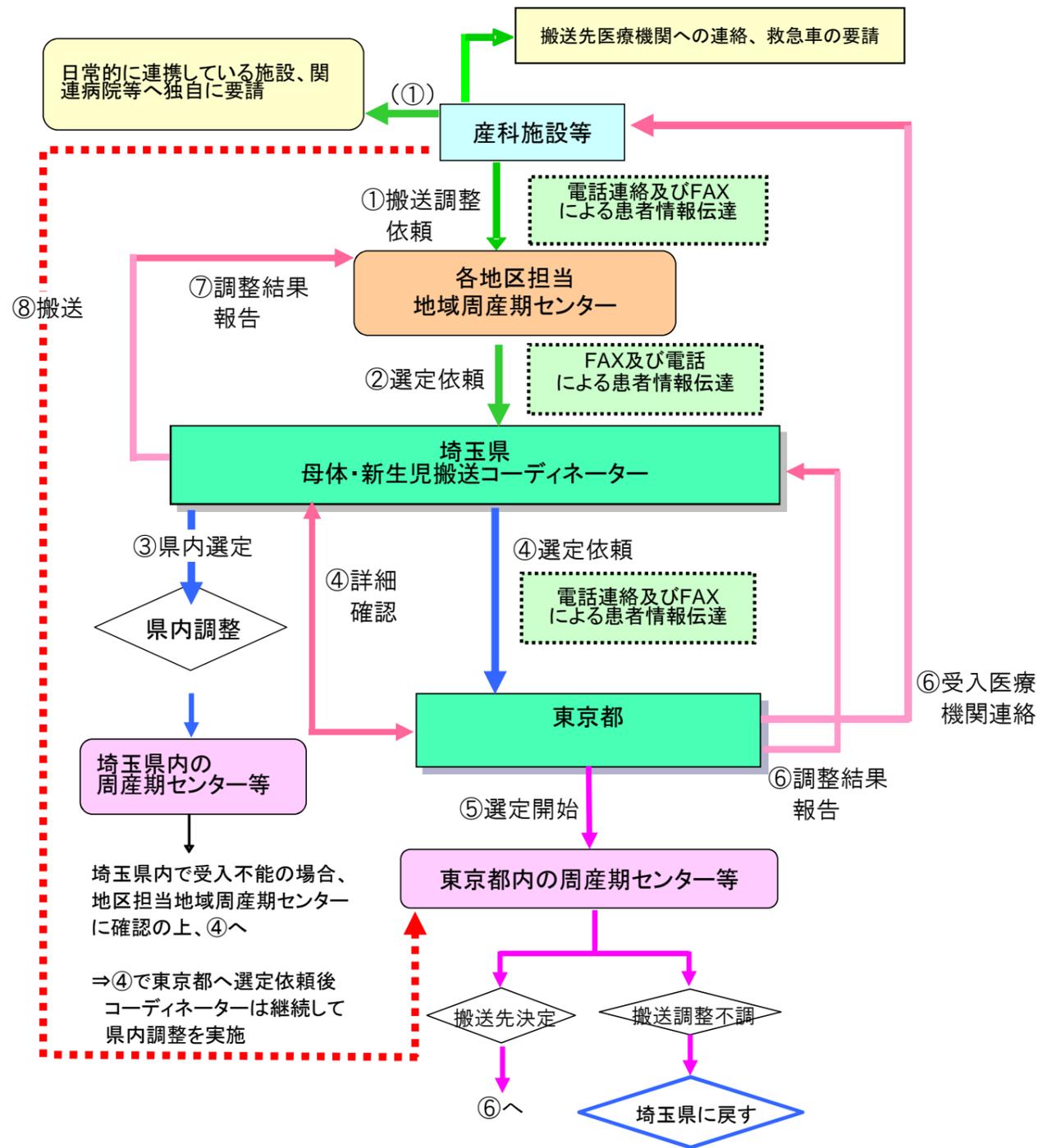


埼玉県との県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行(案)

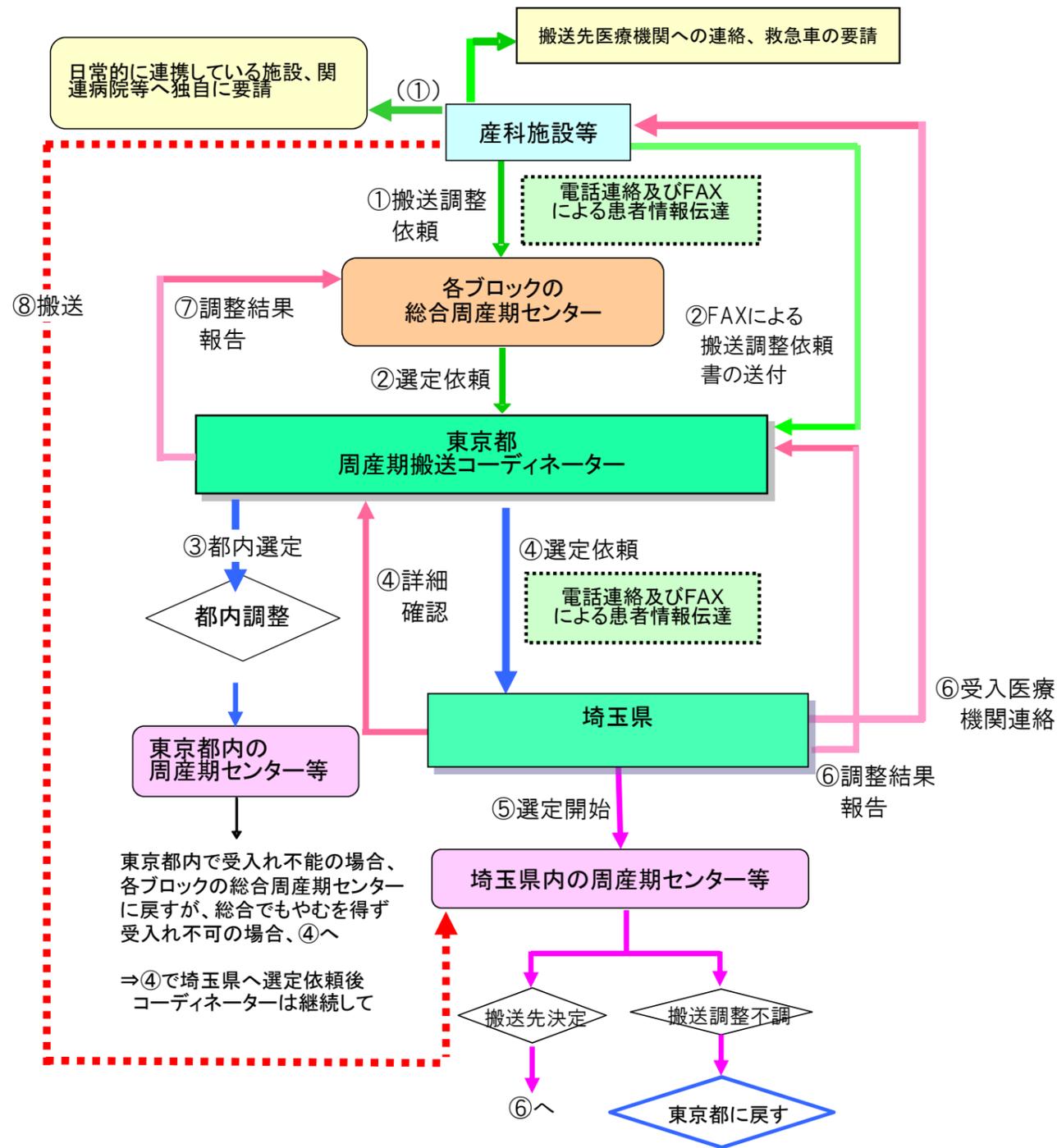
項目	試行の内容	
1 対象		
(1)対象とする事例	<ul style="list-style-type: none"> ・県域を越えて搬送可能であると医師が判断した22週以降の母体及び新生児搬送(転院搬送) ・県域を越えた搬送は、自都県内で受入不可で、各ブロックの総合周産期センター(埼玉県においては地区担当地域周産期センター)に確認し受入不可の場合に限る。 	
(2)母体救命事例の取り扱い	試行の対象外	
(3)一般通報(119番)の取り扱い	試行の対象外	
2 母体・新生児搬送の流れ	A 埼玉県→東京都への搬送	B 東京都→埼玉県への搬送
(1)搬送調整者	東京都周産期搬送コーディネーターが調整	埼玉県コーディネーターが調整
(2)調整方法	①埼玉県コーディネーターが東京都コーディネーターにFAX及び電話により依頼 ②埼玉県コーディネーターから送付される患者情報をもとに都内を調整	①東京都コーディネーターから埼玉県コーディネーターにFAX及び電話により依頼 ②東京都コーディネーターから送付される患者情報をもとに県内を調整
①依頼様式	「搬送調整依頼書」(埼玉県様式)	「搬送調整依頼書」(東京都様式)
②詳細情報の取得方法	東京都コーディネーターが埼玉県コーディネーターに連絡することを原則とする。 ただし、必要に応じて直接搬送元医療機関に確認する。	埼玉県コーディネーターが東京都コーディネーターに連絡することを原則とする。 ただし、必要に応じて直接搬送元医療機関に確認する。
③都県外搬送先の調整を中止する条件	60分を超えた場合又は全選定可能病院に依頼しても見つからない場合は、経過報告し、調整中止又は選定継続の相談を行う。	
④複数事例が生じたときの優先順位	原則、都の事例を優先 県からの依頼が複数あるときは、県が優先順位を示して都に依頼	原則、県の事例を優先 都からの依頼が複数あるときは、都が優先順位を示して県に依頼
⑤搬送先決定後の報告	東京都コーディネーター → 依頼元産科施設へ 東京都コーディネーター → 埼玉県コーディネーターへ 埼玉県コーディネーター → 埼玉県の地区担当地域周産期センターへ	埼玉県コーディネーター → 依頼元産科施設へ 埼玉県コーディネーター → 東京都コーディネーターへ 東京都コーディネーター → 東京都の総合周産期センターへ
(3)搬送方法	救急車またはドクターカー等 ※東京都・救急車の場合は、東京消防庁指令室と要調整	
(4)関連病院等、日常的に連携している施設への搬送受入依頼	・現状どおり(個別対応)	
3 戻り搬送の流れ	A 東京都→埼玉県への戻り搬送	B 埼玉県→東京都への戻り搬送
(1)対象	本試行により県外医療機関に救急搬送された後、急性期を過ぎ、県内医療機関へ転院が可能と医師が判断した患者(母体及び新生児)	
(2)受付窓口	東京都周産期搬送コーディネーター	埼玉県母体・新生児搬送コーディネーター
(3)調整者	埼玉県母体・新生児搬送コーディネーター	東京都周産期搬送コーディネーター
(4)調整方法	①東京都の周産期センター等が東京都コーディネーターにFAX及び電話により依頼 ②東京都コーディネーターから埼玉県コーディネーターにFAX及び電話により依頼 ③埼玉県コーディネーターが埼玉県内及び東京都内周産期センター等と調整	①埼玉県の周産期センター等が埼玉県コーディネーターにFAX及び電話により依頼 ②埼玉県コーディネーターが東京都コーディネーターにFAX及び電話により依頼 ③東京都コーディネーターが、東京都内及び埼玉県内周産期センター等と調整
①依頼様式	母体戻り搬送調整依頼書又は新生児戻り搬送調整依頼書(埼玉県様式)	
②詳細情報の取得方法	埼玉県コーディネーターが直接依頼元周産期センター等に確認する。	
③調整時間	選定依頼時に個別に確認。調整時間を過ぎて未決定の場合は、再調整するか調整終了とするか依頼元周産期センター等に確認をする。	
④搬送先決定後の報告	埼玉県コーディネーター → 依頼元周産期センター等へ 埼玉県コーディネーター → 東京都コーディネーターへ	東京都コーディネーター → 依頼元周産期センター等へ 東京都コーディネーター → 埼玉県コーディネーターへ
(5)搬送方法	病院救急車、民間救急車等 搬送手段や医師等の添乗については、埼玉県コーディネーターが調整(モデル事業)	
4 情報の共有化		
(1)患者情報	・FAX及び電話で伝達	
(2)空床情報	・周産期救急情報システムの相互閲覧は実施しない。	
5 都県境地域間の搬送	現状どおり(個別対応)	
6 本格実施への移行	周産期医療協議会における検証を踏まえ、本格実施に移行	

母体・新生児搬送の流れ（イメージ図）（案）

A 埼玉県から東京都への母体・新生児搬送の仕組み

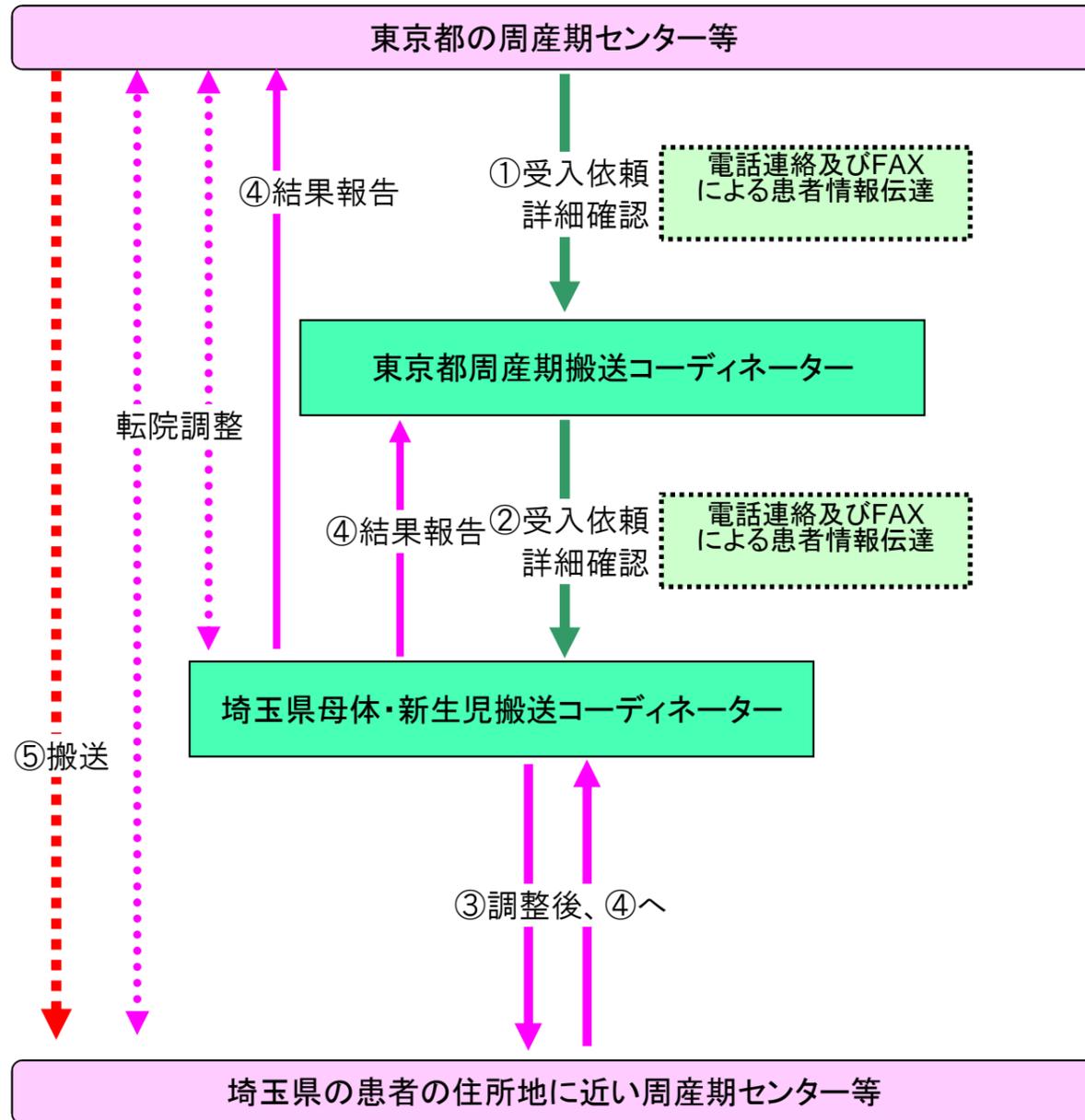


B 東京都から埼玉県への母体・新生児搬送の仕組み



戻り搬送の流れ（イメージ図）（案）

A 東京都から埼玉県への戻り搬送の仕組み



B 埼玉県から東京都への戻り搬送の仕組み

